

対象となりうる措置の判定

定額減税・調整給付

※ 不明な点がある場合は、ホームページ内のよくある質問をご確認ください。

→ はい ← いいえ

以下のいずれか少なくとも一つに該当する。

- ・2024（令和6）年分の所得税が課税される。
- ・2024（令和6）年度分の個人住民税所得割が課税される。 ※1

定額減税の対象となります。

こちらに進む

以下のいずれか少なくとも一つに該当する。

- ・2023（令和5）年分の所得税額が所得税の定額減税可能額より少ない ※2
- ・2024（令和6）年度分の個人住民税所得割額において控除しきれない額がある ※3

定額減税により、

- ・2024（令和6）年分の所得税額から3万円×（本人＋扶養親族数）、
- ・2024（令和6）年度分の個人住民税所得割額から1万円×（本人＋扶養親族数）

の減税がされますが、減税しきれない額があるため、これに加えて、個人住民税が課されている市区町村から、**調整給付**がなされる見込みがあります。

※調整給付は2024年6月以降に行われ、2024年に所得状況等に変動があり、個人住民税を課税する市区町村から給付された額が不足していることが判明した場合は、2025年以降に追加給付される場合があります。 ※4

定額減税により、

- ・2024（令和6）年分の所得税額から3万円×（本人＋扶養親族数）、
 - ・2024（令和6）年度分の個人住民税所得割額から1万円×（本人＋扶養親族数）
- の減税がされると見込まれます。

※2024年に所得状況等に変動があり、定額減税しきれないことが判明した場合は、2025年以降に給付される場合があります。

※上記の2つのいずれの場合でも調整給付の対象となる場合には個人住民税が課される市区町村からご案内がなされる予定です。

定額減税・調整給付の対象ではないことが見込まれます。

新たな非課税世帯への給付の対象となる場合がありますので、低所得世帯への給付金のページをご確認ください。

※ただし、2023（令和5）年分の所得税の納付がある場合、個人住民税を課される市区町村より調整給付が支給される場合があります。

※なお、同一世帯内に所得税・個人住民税が課税されている方がおり、その方の扶養に入っている場合は、その方の扶養親族としての定額減税の対象となる場合があります。

※1 2024（令和6）年分の所得税が課税されるかどうかは、2024年12月に2024（令和6）年分の所得の額が確定した後になりますが、過去に所得税が課税されているかどうかは、

- ・年末調整で終わる給与所得者や、確定申告不要となる年金所得者は源泉徴収票により、
- ・確定申告を行う納税者は確定申告書（の控え）により、

把握することができます。参照された書類の年から、扶養親族等に事情の変更がなく同様の所得水準であれば、2024（令和6）年分の所得税についても課税されることを見込まれます。

2024（令和6）年度分の個人住民税所得割額が課税されているかどうかは、2024年6月ごろを目安に送付される個人住民税の納税通知書・特別徴収税額通知書により把握することができます。

2023年に一定程度の所得を有していた場合、2024（令和6）年度分の個人住民税所得割が課税される見込みがあります。

※2 定額減税しきれない額の算出にあたっては、2023（令和5）年の課税状況等に基づき、個人住民税を課される市区町村において2023（令和5）年分の所得税額及び所得税の定額減税可能額を推計の上、給付額が算定されます。

※3 2024年6月ごろを目安に送付される個人住民税の納税通知書・特別徴収税額通知書において、控除しきれない額がある場合は、「控除外額●●円」などと記載されます。

※4 申請書等の送付及び給付金の支払いは、定額減税を受ける納税者宛てに行われます。具体的な給付時期については、個人住民税を課される市区町村にご確認ください。